

## 資料 3

### 部会決議報告

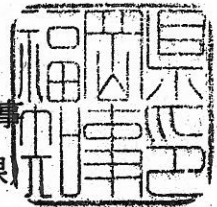
瀬戸内海に係る総量削減計画について



28環保第2252号  
平成29年1月20日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事  
(環境部環境保全課)



瀬戸内海に係る総量削減計画について (諮問)

このことについて、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

瀬戸内海に係る総量削減計画

2 諮問理由

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づき策定する標記計画については、公共用水域の水質汚濁防止に関する重要事項であることから、貴審議会の意見を求めるもの。



28福環審第17号  
平成29年3月15日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



瀬戸内海に係る総量削減計画について（答申）

平成29年1月20日付け28環保第2252号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

原案のとおり決定されることが適当である。

## 総量削減計画の概要

### 1 位置付け

水質汚濁防止法第4条の3に基づく「総量削減計画」は、関係都府県が、総量削減基本方針で都府県別に定められた汚濁負荷量の削減目標量を達成するために、講じる施策について定めるものである。

総量削減基本方針が指定地域の全体的な方針であるのに対して、総量削減計画は総量を削減するための具体的な計画である。

### 2 目標年度

平成31年度

### 3 発生源別の削減目標量

	COD (ト/日)		窒素 (ト/日)		りん (ト/日)	
	31年度 目標量	26年度 実績量	31年度 目標量	26年度 実績量	31年度 目標量	26年度 実績量
生活系	4	4	4	4	0.3	0.3
産業系	6	4	10	7	0.3	0.2
その他	2	2	3	3	0.1	0.1
計	12	10	17	14	0.7	0.6

### 4 策定方針

「第8次水質総量削減の在り方について」の中央環境審議会答申において、「大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないよう各種施策を継続して実施していく」とこととされ、また、総量削減基本方針において、福岡県における削減目標量（平成31年度）は、第7次総量削減における目標年度（平成26年度）の実績負荷量を概ね維持することとされていることから、第7次総量削減計画の施策を継続して行うものとする。

### 5 削減目標量の達成のための方途

#### (1) 生活排水対策

- ア 下水道の整備
- イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備及び管理の強化
- ウ その他の生活排水対策

#### (2) 産業排水対策

- ア 総量規制基準の設定
- イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

#### (3) その他の発生源に係る対策

- ア 農地からの負荷削減対策
- イ 畜産排水対策
- ウ 養殖漁場の改善

## 6 その他削減目標量の達成及び水環境の改善に関し必要な事項

- (1) 人工海浜、干潟・藻場の造成・保全
- (2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進
- (3) 河川及び海域の環境整備
  - ア 河川及び沿岸部の汚泥の浚渫
  - イ 河川の流量確保
  - ウ 沖合漁場の覆砂
  - エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業
- (4) 里海づくりの推進
- (5) 監視体制の整備
- (6) 教育、啓発等
- (7) 調査研究の推進
- (8) 中小企業の助成措置等
- (9) 計画推進のための関係機関との連絡調整

○ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）（抜粋）

（総量削減基本方針）

第4条の2 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第3条第1項又は第3項の排水基準のみによっては環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であって、第2条第2項第2号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係る地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを目途とし、第1号に掲げる総量が目標年度において第2号に掲げる総量となるように第3号の削減目標量を定めるものとする。

1 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量

2 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量

3 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあっては、その削減目標量を含む。）

3 環境大臣は、第1項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならない。

5 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

（総量削減計画）

第4条の3 都道府県知事は、指定地域にあっては、総量削減基本方針に基づき、前条第2項第3号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2 総量削減計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

2 前号の削減目標量の達成の方途

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

- 3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公表するよう努めなければならない。
- 6 前3項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画の達成の推進)

第4条の4 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総量規制基準)

第4条の5 都道府県知事は、指定地域にあっては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

- 2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。
- 3 第1項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。
- 4 都道府県知事は、第1項又は第2項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第43条第2項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。